

# VI 視 聴 覚 教 育

## 1. 図書館利用規程

第1条 本図書館を利用できるものは、次の通りとし、(1)以外は、校長及び係職員の許可を得るものとする。

- (1) 本校生徒職員 (2) 本校卒業生 (3) 本校PTA会員 (4) その他

第2条 本図書館の開館時間及び休館日は次の通りとする。

- (1) 開館時間・・・平日9：00～19：00  
(2) 休館日・・・土・日曜日、祝祭日、休業日  
(3) 夏期休業期間中の開閉館については、係職員の協議により、決定する。  
(4) やむを得ない事情がある場合には、休館日以外にも臨時に閉館することがある。  
(利用者的一般心得)

第3条 本図書館利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 館内に入る時は、上履きを取って所定の靴箱に入れること。  
(2) 筆記用具以外のカバン類は、所定の場所に置いて閲覧すること。  
(3) 館内では静粛にし、音読、雑談その他閲覧者に迷惑となる行為はしないこと。  
(4) 館内においては携帯電話の使用を禁ずる。  
(5) 閲覧室においては飲食を禁ずる。  
(6) 図書や資料は汚さないように大切に扱うこと。  
(切り取りやアンダーライン等の書き込みをしない。)  
(7) 館内で閲覧した図書資料は、使用後は所定の位置にもどすこと。  
(8) 図書の配列や、机、椅子その他の施設備品を勝手に移動させてはならない。  
(9) 新聞、雑誌等は指定のコーナーで閲覧すること。  
(10) 館内の美化、衛生に気を配り、いつも快適な環境づくりに留意すること。  
(11) 図書を無断で館外に持ち出してはならない。  
(12) 館内では係職員や図書委員の指示に従わなければならない。  
(図書の閲覧)

第4条 図書の閲覧については次の通りとする。

### (1) 館外閲覧

ア. 図書館は開架方式をとり、閲覧室の書架に配架されてある図書、資料は館内で自由に閲覧することかできる。

イ. 次に該当する図書及び資料は館内で閲覧する。但し、特別貸出を受付に願い出れば1日だけ貸し出すことがある。

- ① 「禁帯出」のラベルのついた図書
- ② 辞書、辞典、年鑑等の基本参考図書
- ③ 郷土資料及び貴重図書
- ④ 新聞、雑誌、公報等
- ⑤ 集団読書図書及び資料

⑥ 課題として与えられた図書及び資料

(2) 館外貸出

ア. 館外貸出を希望する者は、受付で所定の手続きをして、館外に帯出することかできる。

イ. 館外貸出は、1人2冊までとし、期間は1週間以内とする。但し、再手続きをすることによって継続を認める。

ウ. 個人カードの有効期間は、入学以降卒業までとする。

(貸出の手続き)

第5条 図書の貸出の手続きは、次の通りとする。

(1) 貸し出す本及び利用カードを受付に持参し、貸し出し手続きを行う。

(2) 図書貸出簿へ、利用者番号と図書コードへ記入する。

第6条 図書の返却については、次の通りとする。

(1) 返本の際は、所定の手続きを経て、係員の指示に従わなければならない。

(2) 図書を借りたら、また貸しすることを禁じ、本人が責任をもって返本しなければならない。館外貸出図書の返本期日を守らないときは、一時館外貸出を禁ずるときがある。

(3) 生徒が休学、転学、退学、卒業のとき、また職員が休職、退職、転任のときは、貸出中の図書、資料は直ちに返却しなければならない。

(4) 図書を紛失又は破損した場合は、現物又は現金で弁償しなければならない。

(施設利用の心得)

第7条

(1) 各教科、ホームルーム等が図書館の施設を利用する場合は、事前に予約手続きを行う。

(2) 図書館備品の使用及び借用は、所定の手続きを経て係職員の許可を得ること。

(3) 研究会やその他の会合などで本図書館を利用する場合は図書館係職員を通じて校長の許可を受けなければならない。

平成21年10月26日 一部改正

## 2. 掲示物に関する規程

第1条 掲示物は全て教育的、社会的に有意義なものでなければならない。

第2条 掲示物は所定の場所に掲示するものとする。

第3条 校外からの掲示物は学校長又は視聴覚係が必要と認めた場合は許可する。

第4条 生徒会及び各部等の掲示物は顧問を通して視聴覚係の認印を受けるものとする。

第5条 掲示期間は原則として、1週間以内とし、掲示責任者は後片付けをしなければならない。

## 3. 視聴覚施設使用規程

第1条 この規程は視聴覚教室や放送施設を円滑に運営するために定める。

第2条 視聴覚教室や放送室は視聴覚係が管理する。ただし、体育館の放送施設は体育館係が管理するものとする。

第3条 視聴覚教室、機器、放送施設の使用及び機器の貸出は、本校職員及び視聴覚係が特別に認めた本校生徒に対して行い、かつ使用目的が次の項に該当する場合に行う。

- (1) 機器をしようする正課の授業
- (2) 機器をしようする学校行事
- (3) 機器をしようする特別教育活動
- (4) 機器をしようする授業研究
- (5) 視聴覚係が認める場合

第4条 視聴覚教室及び機器を使用するときは管理運用が円滑に行われるようにあらかじめ予約しなければならない。

第5条 視聴覚教室の施設又は備品を破損、故障を発見した場合はすみやかに視聴覚係に報告しなければならない。

第6条 視聴覚教室の使用に際しては、担任又は顧問が付くものとする。